

麻薬年間届について

(1) 届出義務者

麻薬年間届は、麻薬研究者が届け出てください。

(2) 届出内容

届出義務者は、その管理下にある麻薬研究施設において、令和7年10月1日から令和8年9月30日までの間に新たに管理に属した麻薬及び同期間内に製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名、数量等について、令和8年9月30日現在で麻薬年間届を作成してください。

この期間において、管理する麻薬がなかった場合も提出してください。

届出用紙は、県薬務課のホームページ「麻薬取扱者免許の手続き」内の「麻薬年間届について」からダウンロードできます。

神奈川県 麻薬免許



(3) 届出期間

令和8年10月1日（木）～ 令和8年11月30日（月）

(4) 届出先及び部数

e-kanagawa 電子申請システムにてオンラインで届出するか、業務所所在地を所管する保健所等(麻薬免許継続申請窓口と同じ)へ1部届け出てください。

▼e-kanagawa 電子申請システム



(5) 届出にあたっての注意事項

ア 年間届の記載にあたっては、帳簿と実在庫を必ず突合し、誤りや漏れがないように注意してください。

イ 届出用紙裏面の記載上の注意や記載例を参照し、記入してください。

(問合せ先)

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課

薬物対策グループ

電話 045-210-4972 (直通)